

【国民年金制度のご案内（学校等から学生等向け）】

学生に対する国民年金制度の案内メール文例を作成しましたので、活用してください。

（日本語版 メール文例）

日本年金機構からのお知らせです。

日本にお住いの 20 歳以上の方は国民年金に加入し保険料を納付する必要があります。
国民年金制度の内容やメリット、保険料の納付方法と共に、保険料の納付が経済的に難しい方に向けて学生納付特例の手続きなどをわかりやすく動画等でご案内しています。
ぜひ、以下のサイトから、掲載されている動画等をご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html>

学生の期間であっても、保険料の納付がされなかったり学生納付特例の申請がされていない際に、万が一ケガや病気で障害が残った場合、障害基礎年金を受け取ることができなくなるので、必ず保険料を納付いただくか、学生納付特例の申請をしてください。

（英語版 メール文例）

To students in Japan; from Japan Pension Service

Regardless of nationality, all people in Japan, aged between 20 and 59 must be covered by the National Pension system and pay contributions by law, and receive benefits when needed such as disability, death or retirement.

To receive benefits such as for disability you should pay contribution; but **only students can** apply for Special Payment System for Students, which allow you not to pay while at school. Apply for the system so that you stay insured by National Pension.

View the video and information to learn more about it:

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html>

(要旨)

日本年金機構から、日本へ住む学生の皆様へ

20 歳から 59 歳までの日本在住者は、国籍に関係なく国民年金制度に加入し、保険料を納付することが法律で義務づけられています。また年金加入により、障害、死亡、退職時に年金を受けとれます。

障害等の給付を受けるためには保険料の納付が必要ですが、**学生の方であれば**、学生納付特例という支払猶予の制度を利用できます。保障を受けるために是非とも申請ください。

詳しくは動画や情報をご確認ください:

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html>